

2017年度(第2回)四国女子シニアゴルフ大会

(LOCAL RULES AND CONDITIONS OF COMPETITION)

主催：四国ゴルフ連盟

開催日：平成29年9月21日(木)

開催コース：チサンカントリークラブ北条

〒799-2403 愛媛県松山市萩原小畑乙 396-2

TEL089-995-0016

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則 I の規定は最新のゴルフ規則が適用される
ローカルルール及び競技の条件の罰は別途規定がなければ2打の罰とする

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27)

アウトオブバウンズは白杭で定める。(定義40参照)

2. 異常なグランド状態(規則25)

修理地は白線と青杭で標示する。(定義24参照)

3. 障害物(規則24)

a.排水溝は動かさない障害物とみなす。

b.動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。

c.動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。

d.グリーンに近接する動かさない障害物について、付属規則 I (A)4 を適用する。

4. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやキャディー、またそのいずれかの携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その動かされた球やボールマーカーは規則 18-2, 規則 20-1 に規定されている通りにリプレイスされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

5. 地面にくい込んでいる球の救済

付属規則 I (A)3a を適用する。

6. 予備グリーン

クローズ(CLOSED)の標示のある予備グリーンは、プレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則第 25 条第 1 項b(i)の救済を受けなければならない

《 競 技 の 条 件 》

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. クラブと球の規格

(a)適合ドライバーヘッドリスト(付属規則 I (B)1a)を適用する。

(b)公認球リスト(付属規則 I (B)1b)を適用する。

3. 陰悪な気象状況によるプレーの中断(規則 6-8b 注)

付属規則 I (B)4 を適用する。 通報は以下の通り。

プレーの即時中断: 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの中断: 短いサイレンを繰り返して通報する。

プレーの再開: 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

《 裏面に続く 》

4. ホールとホールの間での練習(規則 7-2 注 2)
付属規則 I (B)5b を適用する。
5. 移動
ラウンド中の共用ゴルフカート及びコース内備え付けの移動用機器の使用を認める。
カートはキャディー及び共用するプレーヤーが運転することができる。カートを使用する場合は、カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。カートを共用する場合は、共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時はすべてその球の持ち主の携帯品とみなす。但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がカートを運転していたときは、そのカートとそれに乗っている人や物はすべてそのプレーヤーの携帯品とみなす。
6. キャディー
正規のラウンド中プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は付属規則 I (B)2 を適用する。
7. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)
スコアリングエリア方式を採用する。
8. タイの決定
本競技競技規定で定める。
9. 競技終了時点
本競技は、優勝者に優勝杯が贈呈された時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングテント内及びハウス内掲示板に掲示して告示する。
2. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあげないように注意すること。プレーの不当な遅延についてはペナルティを課すことがある。
3. コース内での携帯電話は委員会の許可なく使用することを禁止する。
4. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
5. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 山中健太郎